



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

(取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則	
*9 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示	
479 一般競争入札による落札者の決定	(防災企画課)..... 2
480 指定障害児通所支援事業者の廃止	(障害福祉課)..... 3
○ 人事委員会告示	
11 令和7年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施	 3
○ 公安委員会告示	
33 遊泳区域の指定	 8
○ 正誤	
令和7年5月30日付け和歌山県報第621号和歌山県告示第446号中	 9

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第9号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月13日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成24年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(位置情報記録・送信装置の範囲)</u> 第4条 条例第11条第1項第9号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。 <u>(位置情報の取得方法)</u> 第5条 条例第11条第1項第9号の公安委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) <u>位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして</u>	

閲覧する方法

- (2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）
- (3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第 6 条 条例第 11 条第 1 項第 10 号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車、同項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項第 11 号の 2 に規定する自転車、同項第 11 号の 3 に規定する移動用小型車、同項第 11 号の 4 に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 1 条第 1 号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

第 7 条・第 8 条 略

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

略

別記様式第 5 号（第 8 条関係）

略

第 4 条・第 5 条 略

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

略

別記様式第 5 号（第 5 条関係）

略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第 479 号

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年和歌山県規則第 107 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 13 日

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サイバーリンクス
和歌山市紀三井寺849番地の3
- 5 落札金額
50,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月18日

和歌山県告示第480号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年6月13日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3052200 213	放課後等デイス ービスウィズ・ ユー田辺	田辺市文里二丁目3 5番2-3号	児童発達支援	有限会社ハマコ ー	田辺市文里二丁目35 番2-3号	令和 7. 6. 1

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

令和7年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

令和7年6月13日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和7年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性	9人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮 圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公 共の安全と秩序の維持	令和8年4月以降
	女性	3人程度		
警察官B	男性	37人程度	上記警察官A男性又は女性の職務内容と同じ。	
	女性	12人程度		

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。）を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人	平成5年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	平成5年4月2日以降に生まれた女性
警察官B	男性	上記警察官A男性の受験資格に該当しない人	平成5年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	平成5年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験することができない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和7年9月20日（土）	和歌山市 田辺市 新宮市	令和7年10月1日（水）午後3時に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。
第2次試験	令和7年10月14日（火）及び、同月15日（水）又は同月16日（木）のうち和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和7年11月4日（火）午後3時に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。
第3次試験	令和7年11月13日（木）又は同月14日（金）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和7年11月27日（木）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

注 試験日及び合格発表日は、変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
基礎能力試験 （択一式1時間） ※1	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語
資格加点 ※2		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者の第1次試験の得点に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。基礎能力試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

※2 資格加点については、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も高い点数のもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については公益財団法人全日本剣道連盟（令和2年9月15日までの間においては一般財団法人全日本剣道連盟）から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学（英語）	・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL（iBT） 101点以上 ・ TOEFL（PBT） 607点以上 ・ TOEFL（CBT） 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上	50点
	・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL（iBT） 76点以上101点未満 ・ TOEFL（PBT） 540点以上607点未満 ・ TOEFL（CBT） 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級	40点
	・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上700点未満 ・ TOEFL（iBT） 52点以上76点未満 ・ TOEFL（PBT） 470点以上540点未満 ・ TOEFL（CBT） 150点以上207点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級	30点
情報処理	・ I Tストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ I Tサービスマネージャ試験 ・ システム監査技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ 情報セキュリティスペシャリスト試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システムアナリスト試験 ・ アプリケーションエンジニア試験 ・ ソフトウェア開発技術者試験 ・ テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験 ・ テクニカルエンジニア（データベース）試験 ・ テクニカルエンジニア（システム管理）試験 ・ テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験 ・ テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験 ・ 情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・ 上級システムアドミニストレータ試験	50点
	・ 基本情報技術者試験 ・ 情報セキュリティマネジメント試験	40点
	・ I Tパスポート試験 ・ 初級システムアドミニストレータ試験	30点
財務	・ 日商簿記検定1級	50点
	・ 日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、反復横跳び及び往復持久走）
論文試験 (1時間30分) 【警察官A】	200点 ※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 (1時間) 【警察官B】	200点 ※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和6年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

（第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準）

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

第1次試験の合格者は第1次試験の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、基礎能力試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和7年度第2回和歌山県警察官A採用試験・警察官B採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和7年8月6日（水）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和7年7月1日（火）午前10時から同年8月15日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

なお、最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して警察官Aの試験区分のみ採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者のうち採用待機者とされた人は採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、令和8年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

- (2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料等の月額はおおむね以下のとおり（令和7年4月1日現在）である。ただし、民間企業等の職歴、警察官Aで採用された者にあつては大学卒業を超える学歴、警察官Bで採用された者にあつては高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分	給料等の月額（地域手当を含む。）
警察官A	264,390円（大学卒業の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）
警察官B	232,260円（高等学校卒業程度の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇任

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位		和歌山県警察

第2次試験	第2次試験 不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間	本部
第3次試験	第3次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事委員会事務局

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003003@pref.wakayama.lg.jp

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第33号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和7年6月13日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年6月28日から同年8月24日まで
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬨野川	東牟婁郡串本町鬨野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年6月28日から同年8月31日まで
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月1日から同年8月31日まで
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区	同 上

		域内	
和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月18日から同年8月17日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月19日から同年8月31日まで
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

正 誤

正 誤

令和7年5月30日付け和歌山県報第621号和歌山県告示第446号中

ページ	誤	正
22	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号